

専守防衛論議の現段階

— 憲法第9条、日米同盟、そして国際安全保障の間に揺れる原則 —

等 雄一郎

目次

はじめに

I 専守防衛に関する近年の国会論議

- 1 核弾道ミサイルの脅威
- 2 専守防衛原則の揺らぎ
- 3 専守防衛原則の継続

II 専守防衛見直し論とその批判

- 1 専守防衛見直し論の台頭
- 2 専守防衛と近隣諸国の眼差し

III 3つの切り口から見た専守防衛

— 国防戦略、同盟戦略、そして戦術・装備 —

- 1 国防戦略としての専守防衛
- 2 専守防衛と日米同盟
- 3 専守防衛における戦術と装備

IV 専守防衛論議の現段階

— 新しい安全保障環境における専守防衛 —

- 1 21世紀の安全保障環境における専守防衛
- 2 挑戦される専守防衛原則とその意義

むすび

はじめに

我が国の軍事的安全保障政策の特色を示す概念として「専守防衛」がある。平成17(2005)年版『防衛白書』⁽¹⁾は、「専守防衛」を「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」と説明している。「憲法の精神にのっとり」とは、憲法第9条の戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定に由来する必要最小限の実力

の保持の原則からくる自衛隊の整備・運用の方針にのっとっているという意味である⁽²⁾。

専守防衛は、憲法第9条を根拠としつつ、それに基づく諸政策に従って演繹的に導かれた概念という側面と、その時々我が国の安全保障環境に適応しようとして実践の積み重ねの中から経験的に総合されてきた政策概念という側面の二面性を有している。専守防衛は、非核三原則や武器輸出三原則などと並んで日本の抑制的な防衛態勢⁽³⁾をあらわす概念であるが、必ずしも一貫した体系的な概念とはいえない⁽⁴⁾。

近年、日本を取り巻く安全保障環境の変化と

(1) 『防衛白書』の正式名称は『日本の防衛』。

(2) 防衛庁『日本の防衛 平成17(2005)年版』pp.79-81.

(3) 本稿では、体制と態勢の両用語を用いる。体制とは、ある政策実施のために必要な法的な枠組みのセット、態勢とはその法令を実施するのに必要な手段(たとえば装備、要員、組織など)のセットを指すこととする(渡邊昭夫「日本はルビコンを渡ったのか?」『国際安全保障』31巻3号, 2003.12, p.84.の注記を参照)。

(4) 我が国の専守防衛概念を歴史的に遡っている論考としては、正司光則「日本の安全保障と自衛権—現代日本における『専守防衛』の位相—」『国際情勢』74号, 2004.3, pp.184-203.がある。

ともに、専守防衛の考え方にも変化を求める見解⁽⁵⁾や、逆に専守防衛の考え方をさらに徹底させて日本の安全保障政策の転換を求める声⁽⁶⁾など、多様な意見が見られるようになっている。

本稿では、専守防衛に関する国会論議を中心に近年の議論の動向を振り返ったあとに、その形成過程から今日に至る代表的な議論を主な論点ごとに紹介したい。最後に、21世紀の新しい安全保障環境において専守防衛が有する意義、限界、可能性について考えることにしたい。

I 専守防衛に関する近年の国会論議

1 核弾道ミサイルの脅威

平成15(2003)年1月に北朝鮮が核不拡散条約(NPT)からの脱退を表明して朝鮮半島をめぐる情勢が緊張した第2次朝鮮半島核危機をきっかけに、我が国の専守防衛に関する議論に動きが生じた。平成10(1998)年夏の北朝鮮によるテポドン・ミサイル発射によって、日本全域を射程内におさめる長射程のミサイル保有が明らかになったのに加えて、同ミサイルに核弾頭搭載の可能性が高まって、我が国への核ミサイル攻撃の現実的脅威が認識されたからである。

平成15(2003)年1月24日の衆議院予算委員会において、末松義規議員(民主)が北朝鮮のミサイル攻撃に対して、政府は法的整理をどのように行っているかとの質問を行ったのに対して、石破茂防衛庁長官は概ね次のように答弁し

た⁽⁷⁾。

○石破防衛庁長官 東京を火の海にしてやる灰燼に帰してやると言い、〔ミサイルに〕燃料を注入し始めて準備行為を始めた、まさしく〔ミサイルが〕屹立したという場合は、〔攻撃の〕着手にあたる。〔その状況では〕法理上そのようなこと〔ミサイル基地に対して攻撃できること〕になる。

敵地攻撃能力を我が国は有していない。日米安保条約により米国が敵地攻撃能力を持ち、我が国は専守防衛という観点から〔自らを〕守ることになっているからで、〔我が国が〕敵地攻撃能力を持つか持たないかというだけの単純な議論ではない。

この防衛庁長官答弁は、日本の防衛にあたって、日米安保体制を機軸に、自衛隊が「盾」の役割、米軍が「槍」の役割をそれぞれ担う⁽⁸⁾という、日本の軍事的な安全保障に関する政府の従来の考え方を踏襲した答弁であった。

2 専守防衛原則の揺らぎ

上記の国会質疑直後の平成15(2003)年2月以降、北朝鮮の軍事活動が活発化した(日本海に向けての地对艦ミサイル発射など)のに伴い、政府の専守防衛に関する答弁に若干の揺らぎが生じた。同年3月27日の衆議院安全保障委員会において、前原誠司議員(民主)と石破防衛庁長官の間で次のようなやり取りが行われた⁽⁹⁾。

(5) たとえば、神保謙『『専守防衛』・『基盤の防衛力構想』の転換—『空間横断の安全保障』の出現の中で—』『北東アジアの安全保障と日本』日本国際問題研究所, 2004, pp.9-16.

(6) たとえば、古関彰一ほか「共同提言：憲法9条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か—『平和基本法』の再挑戦—」『世界』740号, 2005.6, pp.92-109.

(7) 第156回国会衆議院予算委員会議録 第4号 平成15年1月24日 p.10. なお、以下、本稿では国会の議論の引用に当たって、話し言葉の部分について発言趣旨を損ねない範囲で適宜省略を行い、〔 〕によって補記することにする。また、質問議員の発言当時の所属政党の略称を議員名の後に()に入れて表示する。なお、本稿において発言者の肩書きは、全て発言当時のものである。

(8) 日本を「盾」、米国を「槍」と見る典型的な答弁として、昭和58(1983)年2月8日の衆院予算委員会での中曽根康弘首相答弁がある(第98回国会衆議院予算委員会議録 第7号, p.25.)。

(9) 第156回国会衆議院安全保障委員会議録 第3号 平成15年3月27日 pp.7-8.

○前原誠司議員 誘導弾等の攻撃に対して、ミサイルが屹立してまさにやられそうなときに基地を攻撃することは憲法上認められるが、今のところはアメリカに任せている。それでいいのかという議論があるが、防衛庁長官はどうお考えか。

○石破防衛庁長官 敵地攻撃能力を持たなくていいかとお尋ねだと思うが、そういう打撃力は米国にゆだねるというのが政府の立場である。たとえば、C1輸送機の導入時には、北海道から沖縄まで飛べる力を持たないことにした。なぜなら、少しずつせば大陸まで飛べるからで、同様の話が空中給油機導入時にもあった。今までは政治の場の議論で、政府として〔打撃力は〕合衆国にゆだねるということになってきた。

○前原議員 今後、同盟関係を見直す中で、自国である程度そういう〔敵地打撃〕能力を持つことを検討すべきではないのか。

○石破長官 正直に申し上げて私は検討に値すると思う。「瓶のふた」論⁽¹⁰⁾のような反対論があって外国がどう見ているかもあるので、諸外国の理解が必要だが、いろいろな方面から検討してみる必要はある。

この答弁で、打撃作戦を米軍にゆだねるという政府の立場は従来通りだが、自衛隊の敵地攻撃能力についても検討したいという防衛庁長官の積極的姿勢が示された。これは後述する昭和47(1972)年の田中角栄首相答弁(p.25)の変更にあたるもいえ、一部メディアは「防衛庁が

巡航ミサイルなどの敵基地攻撃装備保有の検討に入った」⁽¹¹⁾とも報じた。また、安倍晋三官房副長官も3日後の3月30日にテレビの報道番組に出演して、政府として専守防衛の基本方針を変えるつもりはないと断った上で、「武器、戦術、戦略が進歩する中で、専守防衛の範囲をどこまでと考えるか議論するのは当然だ」⁽¹²⁾と、石破答弁に理解を示した。

3 専守防衛原則の継続

このような揺らぎにもかかわらず、政府として専守防衛の考え方に新たな判断が下されたわけではない。同年3月28日の参議院予算委員会で、齋藤勁議員(民主)から前日の石破長官の答弁に関して問われて、小泉純一郎首相は次のように答弁している⁽¹³⁾。

○小泉純一郎首相 相手国の攻撃意図が分かったときに相手をたたく攻撃兵器を持つべきだという防衛専門家の議論は承知しているが、政府にそのような考えはない。必要最小限の専守防衛に徹し、足らざるは日米安保条約、アメリカの抑止力によって、日本の安全を確保すべきである。

政府は、このように日本防衛において自衛隊が防衛作戦を、米軍が攻撃作戦をそれぞれ分担することを、専守防衛の考え方の前提に置いている。平成17(2005)年の第162回国会(常会)に上程可決された、自衛隊法第82条の2に「弾道ミサイル等破壊措置」を新設する自衛隊法改

(10) 1990(平成2)年3月に在沖縄米海兵隊司令官ヘンリー・スタックポール(Henry C. Stackpole, III)少将がワシントン・ポスト紙のインタビューに答えて、「米軍が日本から撤退すれば、すでに強力な軍事力を日本はさらに増強するだろう。我々は『瓶のふた』のようなものだ」と発言して(Marine General: U.S. Troops Must Stay in Japan, *Washington Post*, March 27, 1990, p.A14.)以来、在日米軍の役割を日本の軍事力増強を抑制するためにあるとする考え方を指して使われる。

(11) 「専守防衛転換の恐れ」『東京新聞』2003.3.28.

(12) 「敵地攻撃能力検討議論は当然」『東京新聞』2003.3.31.

(13) 第156回国会参議院予算委員会会議録 第17号 平成15年3月28日 p.2.

正法案の審査においても、弾道ミサイルを空中で迎撃するミサイル防衛は我が国の専守防衛の考え方に沿った措置であり、ミサイル基地の攻撃は、日米安保条約の運用上から米軍にゆだねられることを政府は強調した⁽¹⁴⁾。

新防衛計画大綱の策定過程では、敵基地攻撃力に関連してトマホークなどの巡航ミサイルや軽空母の導入が検討対象になったとも報道された⁽¹⁵⁾が、平成16(2004)年12月に閣議決定された新大綱では、この種の装備の導入は最終的に見送られることになった。

結局、専守防衛に関して、政府側の答弁や態度に揺らぎが見えたものの、最近に至るまで従来からの政府見解の継続性は維持されているといえよう。

II 専守防衛見直し論とその批判

1 専守防衛見直し論の台頭

平成15(2003)年春に北朝鮮の核搭載弾道ミサイルの脅威が認識されて以降、特に、同年3月19日に対テロ戦争の一環として米国がイラク先制攻撃を開始したことも手伝って、国会外でも、国会議員や民間団体から専守防衛に関する発言・提言が相次ぐことになった。

まず、平成15(2003)年4月2日に自民党の有志議員による**国家基本政策協議会**(森岡正宏会長)は、緊迫するイラクと北朝鮮情勢を受けて、専守防衛を堅持した上での敵基地攻撃能力の所有や弾道ミサイル対処のための早急な法整備などを提言した⁽¹⁶⁾。

同年4月29日に、ワシントン訪問中の額賀福志郎自民党幹事長代理は、米保守系シンクタンク・ヘリテージ財団で講演し、日本は専守防衛のあり方を見直して、自衛隊に敵基地攻撃能力を付与し先制攻撃の容認を検討すべきであると発言した⁽¹⁷⁾。

同年6月23日には、自民、民主両党を中心とする超党派の「**新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会**」(武見敬三〔自民〕代表世話人ら103人が参加)が「国の安全保障に関する緊急声明」を発表し、北朝鮮の核開発と弾道ミサイル保有を容認できないとし、専守防衛の考え方を時代に合わせて再構築するとともに、我が国への攻撃が切迫した場合に敵基地を攻撃できる最小限の能力を保有すべきであると主張した⁽¹⁸⁾。

この他、東京財団が吉原恒雄・拓殖大学教授に平成15(2003)年7月から10月に研究委託した『「専守防衛」策と日本の安全—自衛を全うすることは可能か—』と題するワーキングペーパーは、北朝鮮の核武装への動きの中で我が国の防衛政策も内外情勢の変化に応じて変更されるべきだとした。特に、専守防衛政策は軍事合理性に反する政策であり、昭和32(1957)年策定の「国防の基本方針」を改定するとともに、これを放棄すべきであると結論付けた⁽¹⁹⁾。

さらに、平成17(2005)年1月には、**日本戦略研究フォーラム**(瀬島龍三会長)が「専守防衛に関する提言」をとりまとめた。この中で専守防衛という用語の使用中止、敵ミサイル基地を攻撃できる能力・体制の整備、テロ攻撃に適切に対処できる能力・体制を米国などと協調して

(14) たとえば、第162回国会参議院外交防衛委員会会議録 第17号 平成17年7月5日 p.3. の山谷えり子議員(自民)と大野功統防衛庁長官の質疑。

(15) 「防衛庁敵基地攻撃力の保有検討」『朝日新聞』2004.7.26.

(16) 「北問題などで10項目の提言」『産経新聞』2003.4.3.

(17) 「額賀元長官先制攻撃容認検討を米で講演」『東京新聞』2003.4.30, 夕刊.

(18) 「敵基地の攻撃能力を—防衛政策で若手超党派議員が声明—」『毎日新聞』2003.6.24、「専守防衛・集团的自衛権見直しを—超党派議員の声明波紋—」『朝日新聞』2003.7.3.

(19) 東京財団『「専守防衛」策と日本の安全—自衛を全うすることは可能か—』(Working Paper 12) <<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00750/contents/0006.htm>>

整えるように提言した⁽²⁰⁾。

このような近年の専守防衛見直し論は、専守防衛の堅持ないし維持を求めつつ新たな脅威への対処のためにその再構築を求めるものから、専守防衛という用語自体の廃止を求めて政府に政策転換を促すものまで幅が広い。しかし、いずれも、我が国が核弾道ミサイルの脅威に対する防衛手段を現状では欠くことから、核攻撃の惨害を防止するために必要な軍事的措置をとれるように、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使できる」(『防衛白書』)という従来の専守防衛の考え方を再考すべきだという軍事合理性を前面に出した主張である点で共通している。提言の1つを行った超党派の「若手議員の会」のメンバーも自分たちを「軍事リアリスト」だと位置づけている⁽²¹⁾。

活発な見直し論議にもかかわらず、前章で見たように、政府の宣言政策としての専守防衛に現在までのところ変更はなく、対北朝鮮ミサイル基地攻撃能力を有する自衛隊の装備体系の導入にも至っていない。国内の議論の主な潮流は、従来米軍が担ってきた「槍」の役割を自衛隊にも持たせようという方向ではなく、専守防衛を徹底させてミサイル防衛という「盾」を強化する方向にシフトしていき、平成15(2003)年12月のミサイル防衛システム導入の閣議決定に至った。その意味では、専守防衛見直し論の活発化

が、我が国のミサイル防衛システム導入を後押ししたともいえよう。

2 専守防衛と近隣諸国の眼差し

専守防衛原則の果たしてきた重要な機能の1つは、日本が、過去の反省に立って平和国家として進んでいることを、対外的に、特にアジア近隣諸国に示すことにあった⁽²²⁾。

たとえば、平成15(2003)年12月にイラク人道復興支援特別措置法(平成15年8月1日法律第137号)に基づき、自衛隊のイラク派遣が閣議決定された際の中韓両国の反応に、その一端を見ることができる。中国外務省は同決定に関して「我々は日本が専守防衛の政策を守り、平和発展の道を堅持するよう希望する」とコメントした。韓国政府も「反テロと国際貢献の考えに基づき自衛隊を派遣する日本政府の決定を尊重・理解する」とした一方で、「自衛隊の海外活動は韓国にとって敏感な問題で、平和憲法と専守防衛の原則が守られることを望む」と論評した⁽²³⁾。近隣諸国にとって、専守防衛政策は、日本の対外姿勢を表す指標だったのである。

国会論議や諸団体の専守防衛見直し論に対して個々に中韓両国政府は公式見解を表明していないが、次のような専門家の発言に、近隣諸国が我が国の専守防衛政策を見る「眼差し」を認めることができる。

⁽²⁰⁾ 日本戦略フォーラム「専守防衛に関する提言」(2005.1.) <<http://www.jfss.gr.jp/jp/teigen-sensyu-j.html>>.

⁽²¹⁾ 仮野忠男「専守防衛は見直すべきか—超党派の若手国会議員が強烈な問題提起—」『月刊官界』29巻8号, 2003. 8, p.138. なお、「軍事リアリスト」とは、戦略決定に地政学的見地を強調し最悪事態シナリオに基づく軍事合理性を前面に押し出すことを特徴とし、ソフトウェア重視の総合戦略に重点を置く「政治リアリスト」に対する用語として特に冷戦期間中に使われることが多かった(軍事リアリストと政治リアリストの区別については、拙稿「最近の国家戦略論とその問題点」『レファレンス』410号, 1985.3, pp.86-92.を参照)。

⁽²²⁾ たとえば、外務省のファクトシート「平和国家としての60年の歩み」(2005.7)は、「我が国は、過去の一時期国策を誤り、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、我が国は戦後60年一貫して、強固な民主主義に支えられた『平和国家』として、専守防衛に徹し、国際紛争を助長せず、国際の平和と安定のために持てる国力を最大限に投入してきた」として、平和国家の理念に基づく実績の第1に「専守防衛」政策掲げている <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ayumi.html>>。

⁽²³⁾ 「自衛隊派遣で各国が反応—中韓『専守防衛堅持を』—」『日経新聞』2003.12.10.

中国出身の朱建栄教授（東洋学園大学）によれば、専守防衛は、戦後日本の経済発展に寄与したと同時に、東アジア地域の軍事競争を招くことなく地域安定に一定の役割を担ってきた。日本が北朝鮮を脅威と感じて対応策を検討するのは自然なことだが、北朝鮮は核を米国との駆け引きに使っており、脅威を過大評価して日本が過剰反応することで地域の軍拡の誘因となるような事態は避けるべきであると指摘している⁽²⁴⁾。

また、韓国国防大学校安全保障大学院で日本政治外交史を講じる朴栄濬助教授は、日本政界における専守防衛見直し論が「先制攻撃」を視野に入れる主張である点に懸念を表明した。朴助教授によれば、北朝鮮のミサイルと核開発が日本への重大な脅威で、専守防衛では十分に対抗できない以上、適切な対応策を探るのは当然だが、先制攻撃論は日本の安全保障や東アジアの平和秩序にとって適切な手段ではない。第1に、平和憲法に基づく専守防衛政策の堅持は周辺諸国に安心感を与えてきたのに対して、先制攻撃論は武力の行使を否定した日本国憲法の想定する安全保障体制と矛盾する。第2に、先制攻撃のために日本が攻撃用兵器を増強すれば、東アジア諸国に軍拡競争を誘発する。第3に、北朝鮮のミサイルや長射程砲の大半は韓国向けで、日本による先制攻撃が行われれば、反撃は日本だけでなく韓国にも向けられる可能性が高く、韓国民の不安を掻き立てることになると、述べている⁽²⁵⁾。

後者の専守防衛見直し論議に関する「先制攻撃」という点に焦点を当てた批判に対しては、石破防衛庁長官は「敵地攻撃」と「先制攻撃」の相違を無視した批判だと反論している⁽²⁶⁾。

この反論が、近隣諸国民から日本に注がれる眼差しをどれほど意識しているかは別として、以下に見るように、平和憲法の下での敵地攻撃の可否や専守防衛のあり方に関する精緻な議論が国会で繰り広げられてきたことも事実である。

Ⅲ 3つの切り口から見た専守防衛

—国防戦略、同盟戦略、そして戦術・装備—

本章では、専守防衛について、①それが国防戦略上どのように位置づけられてきたのかという視点、②日米同盟の上からはそれがどう捉えられてきたのかという視点、そして最後に、③それが自衛隊の戦術や装備にどんな影響を与えてきたのかという視点の3つの切り口から、国会を中心として積み重ねられてきた専守防衛に関する議論を振り返ってみることにしたい。叙述が平板になることを避けるために、時系列的に議論を並べることはせずに、切り口ごとに、専守防衛の考え方の特徴を、最もよく表すと思われる議論を追うというスタイルで代表的な議論を紹介する。切り口ごとに議論の現段階がどうなっているかを探ることにしたい。

1 国防戦略としての専守防衛

(1) 専守防衛の登場

我が国の防衛政策に関して専守防衛という用語が国会に最初に登場したのは昭和30（1955）年7月に3度行われた杉原荒太防衛庁長官の答弁であった⁽²⁷⁾。昭和29（1954）年に発足したばかりの自衛隊にとって、陸と海の戦力はともかく、保安隊や海上警備隊のような前身を持たない航空自衛隊の場合、米軍から供与を受けた

⁽²⁴⁾ 「論陣論客曲がり角の『専守防衛』」『読売新聞』2003.6.24.

⁽²⁵⁾ 朴栄濬「専守防衛転換—韓国不安、日本も無益—」『朝日新聞』2003.10.7.

⁽²⁶⁾ 石破茂「論点・専守防衛の範囲はどこまでか」文芸春秋編『日本の論点2004』文芸春秋、2004、pp.126-129.

⁽²⁷⁾ 第22回国会衆議院内閣委員会議録 第34号 昭和30年7月5日 p.3、第22回国会衆議院内閣委員会議録 第37号 昭和30年7月9日 p.15、第22回国会衆議院外務委員会議録 第29号 昭和30年7月13日 p.9. の3回。杉原長官の引用は昭和30（1955）年7月13日の答弁。

F86F セイバー戦闘機以外にも、航空戦力を急いで整備することが重要な課題であった。このため専守防衛は、整備されるべき航空戦力が憲法第9条に許される必要最小限の戦力であると政府が主張する文脈で使われた。

○杉原荒太防衛庁長官 厳格な意味で自衛の最小限の防衛力を持ちたい。〔中略〕決して外国に対し攻撃的・侵略的空軍を持つわけではない。もっぱら日本の国を守る。もっぱらの専守防衛という考え方でいくわけです。

(2) 専守防衛の定着

専守防衛という用語は、このあと国会の議論からいったん姿を消したが、政府側による使用が昭和44(1969)年夏以降に活発化した。特に昭和45(1970)年1月に防衛庁長官に就任した中曽根康弘氏は翌年7月までの在任中、国会答弁で33回この言葉を使用した。そして、中曽根長官の主導で作成された我が国初の『防衛白書』(昭和45年10月)で、「わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする」と説明された⁽²⁸⁾。さらに、日中国交正常化直後に開かれた第70回臨時国会(昭和47年)の衆議院本会議での春日一幸議員(民社)の代表質問に対して、田中角栄首相は、

専守防衛が我が国防衛の基本方針であり、今後とも変えるつもりがないことを強調した⁽²⁹⁾。

○田中角栄首相 専守防衛は、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行なうことであって、わが国防衛の基本的な方針であり、この考え方を変えるということは全くない。なお、戦略守勢⁽³⁰⁾も、軍事的な用語としては、この専守防衛と同様の意味のものである。

その後、『防衛白書』においては、曲折を経て⁽³¹⁾、本稿の冒頭に掲げた専守防衛の現在の説明と同じ表現が昭和56(1981)年版(同年8月刊)で登場し⁽³²⁾、以降この「定義」が踏襲されてきており、我が国防衛の宣言政策として定着することになった。

(3) 専守防衛の論理立て

昭和56(1981)年3月に大村襄治防衛庁長官が堀江正夫議員(自民)から専守防衛とは何かを問われた際の答弁⁽³³⁾と昭和56年版『防衛白書』の文言はほぼ同じである。専守防衛は、いわば、昭和30(1955)年に誕生し、昭和45(1970)

⁽²⁸⁾ 防衛庁『日本の防衛 昭和45(1970)年版』p.47.

⁽²⁹⁾ 第70回国会衆議院本会議録 第4号 昭和47年10月31日 p.6.

⁽³⁰⁾ ただし、軍事用語として「戦略守勢(Strategic Defensive)」は、敵の攻勢に反撃する目的で意図的にまたは必然的に計画される軍の態勢をさし、戦いの局面において「戦略攻勢(Strategic Offensive)」と対で用いられるものであるとして、政府の「専守防衛」と「戦略守勢」を同義だとする用語法を批判する論者もある(東京財団 前掲注(19)の特に第1章参照、なお、英訳語については西村大一郎編『防衛時事英語辞典』原書房, 1971.も参照)。ちなみに、専守防衛の英語標記を防衛庁は *exclusively defense-oriented policy* としている(*Defense of Japan 2005*, Inter Group Corp., 2005, p.105.)。

⁽³¹⁾ 『防衛白書』(『日本の防衛』)は昭和45(1970)年版の後、昭和51(1976)年版まで5年間は発行されなかった。昭和51年版以降で専守防衛の用語が登場しなかったのは昭和52(1977)年版と昭和55(1980)年版の2回のみ。各年版中の使用頻度は、当初から平成7(1995)年版までは2~3回であったが、平成8(1996)年版以降は4~10回となっている。

⁽³²⁾ 防衛庁『日本の防衛 昭和56(1981)年版』p.112. 昭和56年版では「専守防衛」という見出しの下に1項目が立てられていたが、それ以外の各年版で「専守防衛」の見出しが立てられたことはない。

⁽³³⁾ 第90回国会参議院予算委員会会議録 第13号 昭和56年3月19日 p.10.

年にその基礎が築かれ、さらに昭和56(1981)年に現行の政府の公式「定義」が確立されたと言えることができよう。

政府の公式「定義」の要点は、① 防衛力が行使できるのは相手から武力攻撃を受けたときであり、② 行使の態様は自衛のための必要最小限にとどまり、③ 保持する防衛力も必要最小限に限られる、の3点である。次に引用する昭和29(1954)年の答弁に代表される政府の自衛権発動に関する三要件の議論の論理的帰結として、専守防衛の公式「定義」の3要点があると言ってもよいだろう。

○佐藤達夫内閣法制局長官 自衛権の限界について下田君〔下田武三外務省条約局長〕が3原則を述べました。すなわち、他に方法がなく、そして急迫不正の侵害があり、それを排除するための必要欠くべからざる最小限の措置という制約がかぶさっているため、その方向で自衛隊は動くことをご了解願えればよい⁽³⁴⁾。〔下線は引用者〕

憲法第9条第1項は、自衛権を否定するものではなく、否定されていない自衛権の行使の裏づけとしての自衛のための必要最小限の実力を備えることは合憲である、というのが政府の統一見解である⁽³⁵⁾。自衛権発動の要件を限定的に捉える見方は、この政府統一見解と連動しつつ、戦争一般が違法化された国際連合憲章体制下における自衛権発動の論理に由来するもので

ある。その意味で、専守防衛の概念は、論理的には日本国憲法第9条に密接に絡んで導かれたものだということができるだろう。さらには、専守防衛は憲法第9条を原理的な根拠とする国防戦略であると呼んでよいかもしれない。

ただし、専守防衛に対して、それを国防戦略と呼ぶには軍事戦略的な具体性に欠けるという批判は根強い⁽³⁶⁾。けれども、専守防衛が具体性ある軍事戦略概念に深化することを妨げられた大きな理由は、“55年体制”の下で国防に関する合意形成ができず、国会における防衛論議が一定程度以上に深まることなく、行政府による既成事実の積み重ねによる防衛力整備が優先されたことによる。したがって、専守防衛に軍事的具体性が欠けることをもって国防戦略ではないとする批判は、このような歴史的事情を無視した議論であるとも言えよう。

(4) 専守防衛と基盤的防衛力構想

専守防衛原則の確立期に現れたもう1つの日本の国防戦略上の鍵となる概念に「基盤的防衛力構想」がある。1970年代の米ソのデタント(緊張緩和)を背景に、脅威に対抗する形で防衛力整備を進める「所要防衛力」に基礎を置いた従来の方式を改めて、「自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を整備する」⁽³⁷⁾という「基盤的防衛力構想」に基づいた防衛計画の大綱⁽³⁸⁾を昭和51(1976)年に閣議決定した。これは、自己抑制型の防衛構想と

⁽³⁴⁾ 第19回国会衆議院外務委員会議録 第20号 昭和29年3月19日 p.6.

⁽³⁵⁾ 第70回国会参議院予算委員会会議録 第5号 昭和47年11月13日 p.2. の吉国一郎内閣法制局長官による「戦力に関する政府統一見解」答弁。

⁽³⁶⁾ たとえば、平成17(2005)年1月の日本戦略フォーラムによる「専守防衛に関する提言」本文、およびこの提言をとりまとめるための研究会報告に含まれている、中静敬一郎「専守防衛の誕生と発展に関する考察」；佐瀬昌盛「世界における軍事力の役割と講師の実態」；富澤暉「新たな防衛環境における専守防衛の特質」；福地建夫「新たな脅威に対する専守防衛論」；村木鴻二「策源地攻撃能力」の各論考がそれである(前掲注20)。

⁽³⁷⁾ この表現は、現在の「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」による基盤的防衛力構想の説明文である(防衛庁『日本の防衛 平成17(2005)年版』p.354.)。

⁽³⁸⁾ 防衛庁『日本の防衛 昭和52(1977)年版』pp.167-172.

脅威対抗型の防衛構想の間の論争に決着をつけるもので、先に見た田中首相の専守防衛に関する答弁に典型的な、日本の防衛政策における「絶対性」政策の規範化でもあったと評される⁽³⁹⁾。昭和51(1976)年以降、防衛計画の大綱は平成7(1995)年と平成16(2004)年の2回にわたって改定されたが、平成16(2004)年12月改定の「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」でも「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承することになっている。このように冷戦後の新たな安全保障環境の下においても専守防衛と「基盤的防衛力構想」が維持されることになっている。その背景事情を、石破茂防衛庁長官は平成16(2004)年初めに次のように国会で説明している⁽⁴⁰⁾。

○石破茂防衛庁長官 「基盤的防衛力構想の」キーワードは力の真空論だと思う。〔中略〕それをもう一度検証してみる必要がある。〔中略〕ポスト9.11の認識とも重なるところで、冷戦期は力のバランスだから不安定要因になってはいけなかったが、非対称の脅威、何が実際起こるかわからない、力のバランス論もある意味で崩れてきたのだから、力の空白論もそのままいいのだろうかという発想は必要だ。防衛の考え方自体は、専守防衛を絶対的に守っていかねばならない思想的なものがあるが、相手が非対称的である以上、力の空白論に基づく基盤的防衛力構想はまず検証してかかる必要があると思う。

こうして基盤的防衛力構想の妥当性が、防衛庁などを中心に検証された結果、平成16(2004)

年暮れの新しい防衛計画の大綱では、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承することとなった。ここで重要なのは、「基盤的防衛力構想」が冷戦後、特に平成13(2001)年の9.11同時多発テロ以後に顕著になったテロや大量破壊兵器の拡散などに代表される新しい脅威に対して、必ずしも妥当性を持たないとの認識が表明される一方で、専守防衛の考え方については堅持の方針が維持されたという点である。ただし、新安全保障環境下における専守防衛堅持の方向づけの理由に関して、明示的な説明が行われているわけでは必ずしもない。

(5) 非核専守防衛国家

前述のように、初の『防衛白書』に専守防衛という用語を登場させて、我が国の現在の宣言政策としての専守防衛原則の基礎を作った中曽根防衛庁長官は、昭和45(1970)年10月の『防衛白書』創刊に際して発表した長官談話において、国土防衛に徹し、攻撃的兵器を持たず、海外派兵をせず、徴兵制を行わず、非核三原則を維持するなどの考え方に基づく「非核中級国家」を提唱した⁽⁴¹⁾。佐藤栄作首相から「中級国家」という表現が適切でないと指摘を受けて閣内調整の結果、「非核専守防衛国家」という用語を政府統一用語として使用することになった⁽⁴²⁾。その後、「非核専守防衛国家」という用語は必ずしも政府内で一般化しなかったし、中曽根氏本人も「非核中級国家」概念をその後使うことはなかった⁽⁴³⁾が、首相就任直後の昭和57(1982)年12月の衆議院の竹入義勝議員(公明)の代表質問に「非核専守防衛国家」という表現を再登場させて次のように答弁した⁽⁴⁴⁾。

(39) 神保 前掲注(5), p10.

(40) 第159回国会衆議院安全保障委員会議録 第2号 平成16年2月26日 p.11.

(41) 「防衛白書『日本の防衛』を発表—中曽根長官談話—」『朝雲』1970.10.22.

(42) 「『非核専守防衛国家』政府表現の食違い統一」『毎日新聞』1971.3.16, 夕刊.

(43) 添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交—戦後日本の選択と構想—』(ちくま新書), 筑摩書房, 2005, p.145.

(44) 第70回国会衆議院本会議録 第5号 昭和57年12月9日 p.5.

○中曽根康弘首相 防衛費の GNP 1% に関する〔昭和〕51年の閣議決定を現在のところ変える必要はないと考えております。わが国といたしましては、非核専守防衛国家、軍事大国にならない、そういう基本原則は厳然として守ってまいりたい。

「非核専守防衛国家」の考え方は、政府の安全保障政策の用語として定着しなかったが、そこに見られる、核武装を自ら封じるという政策を日本が積極的に選択したという点は、専守防衛の隠された重要な要素であった。

中曽根防衛庁長官は、国会議員当選以来の主張である「自主防衛」を長官就任直後に実現しようと非核三原則の維持を含む「自主防衛五原則」を提言したことで知られる⁽⁴⁵⁾。さらに中曽根氏が、首相就任後の最初の外遊先に韓国を選ぶなど、韓国、中国、インドなどとのアジア外交に力を入れたことも、日米運命共同体論を唱えた中曽根外交の他の一面であった。そうした中曽根外交の背後には、自主防衛によって対等な日米関係を確立する一方で、アジア侵略の歴史に関しては国際的および世界史的に通用する理解をもって、諸国に脅威を与えないという方針に裏打ちされた戦略感覚があったとも指摘されている⁽⁴⁶⁾。これこそ首相就任直後に中曽根氏が「非核専守防衛国家」を説いたゆえんであった。要するに、「非核中級国家」=「非核専守防衛国家」の構想の下に、我が国の国防戦略として非核の選択がなされた背景に、アジア近隣諸国に脅威を与えない範囲での防衛力整備

という考え方が根底にあったことは、専守防衛のもう1つの欠くことのできない要素であろう。その後の各政権において「非核専守防衛国家」というキャッチ・フレーズは継続されなかったとはいえ、非核とアジア諸国への配慮の2つを不可欠の重要な要素とした国防戦略と防衛力整備を我が国がその後に継続して実行してきたことを踏まえれば、やはり重要な選択であったと言えるであろう。

2 専守防衛と日米同盟

(1) 専守防衛と「核の傘」

自らの国防戦略として非核武装の選択を行う中で、我が国が厳しい東西冷戦下における安全保障政策のもう1つの柱としてきたのは、日米安保条約に基づく日米安保体制およびそれによって米国からさしかけられる「核の傘」(拡大抑止)⁽⁴⁷⁾であった。日米安保条約と専守防衛との関係について両者の関連性を明確な形で、政府として最初に表明したのは、昭和44(1969)年10月の受田新吉議員(民社)の質問に答えた有田喜一防衛庁長官であった⁽⁴⁸⁾。

○有田喜一防衛庁長官 世界の情勢はいわゆる集団防衛の姿に大体入っておるわけで、日本も日米安保条約を堅持していく方針でいる。〔中略〕通常兵器による局地侵略に対しては、まず自衛隊が主になって排除する。これが私たちの言ういわゆる自主防衛で〔中略〕様相によって変わることがあるけれども、通常兵器による侵略に対しては自衛隊が主たる役割、

(45) 田中明彦『安全保障―戦後50年の模索―』読売新聞社、1997、pp.232-234。ちなみに、中曽根氏の自主防衛五原則とは、①憲法を守り、国土防衛に徹する、②外交と防衛の一体、諸国策との調和を保つ、③文民統制を全うする、④非核3原則を維持する、⑤日米安全保障体制を持って補充する、である。

(46) 添谷 前掲注(43)、pp.159-163。

(47) 核兵器は、広島・長崎以降、その破壊力の大きさのゆえに、その強力な破壊力の恐怖によって敵の行動を抑えるための抑止力として利用されてきた。この抑止の効果を自国以外の同盟国にもコミットメントを通じて拡大するのが拡大抑止=核の傘である。拡大抑止については、山田浩『現代アメリカの軍事戦略と日本』法律文化社、2002。および小川伸一『「核の傘」の理論的検討』『国際政治』90号、1989.3、pp.91-102。を参照。

(48) 第61回国会衆議院内閣委員会議録 第46号 閉会中審査 昭和44年10月8日 p.1。

シテ役でいかねばならぬ。そうしてその足らざるものを米軍の力によって補う。それがいわゆる専守防衛で、そういう方向で進まなければならぬ。

これはIで引用した小泉首相の近年の答弁と同一の論理で構成されており、専守防衛と日米同盟の関係についての政府の公式見解に、この30数年間変化がないことを示している。

無論、昭和44(1969)年秋の有田長官答弁の考え方が、そこで突然に提起されたわけではない。昭和32(1957)年に閣議決定されて現在も我が国の国防諸施策の基本とされる「国防の基本方針」は、国防目的のための効率的防衛力の漸進的整備と並んで、国連が有効に機能するまでの間、侵略に対して米国との安全保障体制を基調として対処することを方針としていた。さらに昭和43(1968)年1月に佐藤栄作首相は、①非核三原則を維持する、②被爆国として実行可能なところから核軍縮に力を注ぐ、③通常兵器による侵略に対しては自主防衛力を堅持し、核の脅威に対しては日米安保条約に基づく米国の核抑止力に依存する、④核エネルギーの平和利用に取り組む、という「核四政策」を明らかにしていた⁽⁴⁹⁾。

ただし、「核四政策」のように、日本が米国の核抑止力に依存し、列島防衛に関して自衛隊が「盾」、米軍が「槍」の役割を担うとするならば、日本政府には論理的に次のような2つの課題が生じることになる。第1は、非核三原則(核を持たず、作らず、持ち込ませず)のうちの「持ち込ませず」という原則と米軍による核抑止の信頼性確保を両立させることが可能かという問題であり、第2に、日本防衛を実効あるものにするには、日米両国間で「盾」と「槍」と

いう以上に、軍事上の具体的な役割分担を前もって詳細化しておく必要があるという問題である。

第1の「核を持ち込ませず」原則と米国の核抑止力への依存との間の矛盾については、そもそも、この矛盾を緩和するのが昭和43(1968)年1月の「核四政策」表明の狙いの1つであった。政府と野党側のやりとりの中で昭和42(1967)年末までに形成されてきた非核三原則を、あらためて我が国の安全保障が米国の核抑止力に依存するという原則と並列的に扱うことによって、政府として核抑止力への依存姿勢を強調して「核の傘」の信頼性向上を図ったのだと指摘される⁽⁵⁰⁾。ただし、非核三原則と米国の核抑止力への依存という二律背反する原則に、その後、政府は苦しい答弁を続けることになった。旧軍の戦闘機パイロット経験者で元空幕長の源田実議員(自民)から、米軍の戦術核兵器を「持ち込ませない」ならば日本に対する米国の核抑止は事実上機能しないのではないかと追及を受けた坂田道太防衛庁長官の答弁⁽⁵¹⁾がその代表的な例である。

○坂田道太防衛庁長官 国民は専守防衛という、他国を侵略しない憲法の下に生きているわけですから、非核三原則がわれわれの安全を著しく脅かすとは思わない。持ち込ませずという問題について、源田先生は米国の核抑止力を著しく減殺するとのことだが、米国の核兵器の持ち込みを制限すれば、純軍事的には〔中略〕米ソ間の核均衡に部分的に影響があるのは事実としても、〔中略〕米軍は世界全域に配備されており、日本以外に展開する米軍によって核の分野において十分な対応ができない場所や任務はないと言明している。

(49) 第58回国会衆議院本会議録 第3号 昭和43年1月30日 p.11.

(50) 桜川明巧「日本の軍縮外交—非核三原則と核抑止力依存のはざま—」『国際政治』80号, 1985.10, pp.65-66.; 田中 前掲注(45), p.223.

(51) 第77回国会参議院予算委員会会議録 第19号 昭和51年5月7日 pp.8-9.

わが国の安全にとって核抑止力の有効性と非核三原則は両立する。

(2) 専守防衛と日米軍事協力

第2の日本防衛の実効性を高めるための日米の軍事的役割分担の具体化については、昭和50(1975)年8月の坂田防衛庁長官とシュレジンジャー米国防長官による日米防衛首脳会談をきっかけに両国間で協議が開始され、昭和53(1978)年11月の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」合意に至ることになった。この間の政府の取り組みの背景事情は、次の坂田防衛庁長官の答弁が的確に語るどころである⁽⁵²⁾。

○坂田道太防衛庁長官 わが国の防衛は、米国との安全保障体制を維持しつつ、わが国みずから、有効な防衛力を保持して専守防衛に徹し、小規模な直接侵略等に対してはわが国が独力で、それ以上の規模の侵略に対しては米国の協力を得てこれを排除する。核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するが、現在、有事に際しての自衛隊と米軍間の具体的な任務分担、作戦上の取り決めは存在しておらず、これで一体いだろうかとは私は考えたわけです。純軍事的に言えば、わが国周辺海域の防衛構想を立てる上で、米海軍の第七艦隊による全般的制海を前提として、日米間の作戦協力のため何らかの分担取り決めが必要だろうと考えたわけで、〔中略〕日米安保条約の円滑な運用に関し、日米防衛の責任者同士が話し合う必要があると判断した。

周知のように昭和53(1978)年の旧ガイドラ

インは、① 侵略の未然防止、② 日本有事の際の対処行動、③ 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間協力の3項目から成り、それぞれについて研究を行い、必要なら日米共同訓練・演習を行うと規定した。米ソ冷戦状況を強く反映しつつ、日米間で日本有事の共同作戦計画研究(昭和59年)などが行われ、共同訓練等もその後頻りに実施されるようになった。しかし、冷戦終了後の平成5(1993)年から翌年にかけて起きた第1次朝鮮半島核危機に際して、我が国の周辺地域である朝鮮半島の有事において日本が対米協力をを行うことが難しいことが日米の当局者間で認識された⁽⁵³⁾。これを契機に日米両国は旧ガイドラインの見直しに着手し、平成9(1997)年9月に、① 平素からの協力、② 日本有事の際の対処行動、③ 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力の3つを規定する新ガイドラインに合意した。その後、日本国内では周辺事態法(平成11年5月28日法律第60号)や武力攻撃事態法(平成15年6月13日法律第79号)などの法律が制定されて、日米の軍事協力のための制度的基盤が整備された⁽⁵⁴⁾。さらに、米軍変革の一環として行われた日米間の一連の防衛政策見直し協議の過程で、平成17(2005)年10月には、日米同盟の変革を促した文書「日米同盟—未来のための変革と再編—」(日本の報道では在日米軍基地再編協議の「中間報告」と呼ばれた)⁽⁵⁵⁾に両国は合意して、21世紀の新しい安全保障環境の下で両国の幅広い分野の軍事協力を推進することを決めた。また、平成18(2006)年5月1日に両国は、日米同盟が地域及び世界の平和と

⁽⁵²⁾ 第75回国会衆議院内閣委員会議録 第19号 昭和50年5月27日 p.7.

⁽⁵³⁾ 春原剛『米朝対立—核危機の十年—』日本経済新聞社, 2004, pp.54-83. の第2章「ペンドリー・イニシアティブ」および外岡秀俊ほか『日米同盟半世紀—安保と密約—』朝日新聞社, 2001, pp.54-83. の第8章「朝鮮半島危機と日本」を参照。

⁽⁵⁴⁾ 拙稿「冷戦後の日米関係」堀本武功編『現代アメリカ入門』明石書店, 2004, pp.241-248. 参照。

⁽⁵⁵⁾ 文書は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html> に掲載。

安全を高める重要な役割を果たすよう協力を拡大することを謳った文書「再編実施のためロードマップ」(報道では「中間報告」に対して、「最終報告」と呼ばれた)を発表した⁽⁵⁶⁾。

このようにして、日米間では次第に「盾」と「槍」の分担関係が明確化されてきた。それと同時に、冷戦終了後の新しい安全保障環境において、日米両国は、従来の「盾」にとどまらない日本の安全保障上の役割の拡大にも合意しており、2国間同盟の役割分担を超えた国際的な安全保障分野での役割分担を日本が要請される場合も多い⁽⁵⁷⁾。日米安保体制の下で、専守防衛に依拠しつつ、不足する部分は米軍の攻撃力に依存して国土防衛を全うするという日本の従来からの安全保障政策に、制度的な裏づけができたことにより、同盟の抑止力が大きく高まったと言える。それとともに、国際安全保障環境の改善能力も結果として増大したと見ることができる。けれども、日米軍事協力関係の制度化は、他面では総体としての日米同盟の軍事能力の強化を意味して、我が国が専守防衛その他の政策によって抑制的防衛態勢にあると主張しても、近隣周辺諸国に対して、特に我が国との間の信頼醸成や安全保障対話が十分でない場合、必ずしも説得力を持たない可能性が生じる点も忘れてはならないだろう。

現在までのところ、専守防衛と日米同盟の関係についての政府の公式的な見解に変化はない。しかし、ポスト冷戦期になって、日米2国間同盟の論理だけではすまない役割が米国から期待されて、専守防衛原則が日本の安全保障政策に

とって窮屈になってきたのは事実である。結局、近隣周辺諸国に対して、日本は自らの抑制的防衛態勢を示す宣言政策として専守防衛の看板を依然として下ろせないでいるというのが現状である。

3 専守防衛における戦術と装備

(1) 専守防衛と敵地攻撃

近年の専守防衛見直し論興隆のきっかけとなった敵基地攻撃の可否に関する先行的な議論は、すでに1950年代に、先に紹介した自衛権発動の3要件に関連して行われている。誘導弾や航空機によって我が国が攻撃を受ける可能性がある場合について、昭和31(1956)年2月29日、下記の政府統一見解が示された⁽⁵⁸⁾。

○鳩山一郎首相〔船田中防衛庁長官代読〕
わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところは考えられない。そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ可能であるというべきである。

敵の誘導ミサイルなどの基地(策源地)を攻撃することは法理上可能だという、この政府の

⁵⁶⁾ 文書は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html> に掲載。

⁵⁷⁾ この種の米国からの期待表明の包括的なものとして、2000年10月に米国防大学国家戦略研究所から出された超党派の知日派知識人による提言「米国と日本—成熟したパートナーシップに向けて—」(通称「アーミテージ・レポート」)がある(拙稿 前掲注⁵⁴⁾ 参照、報告書本文は米国防大学国家戦略研究所のホームページに掲載 <http://www.ndu.edu/inss/strforum/SR_01/SR_Japan.htm>、邦訳は米国防大学戦略研究所「米国と日本—成熟したパートナーシップに向けて」『海外事情』49巻2号, 2001.2, pp.75-87.)。また、平成17(2005)年10月の日米合意文書「日米同盟—未来のための変革と再編—」でも、日本に「盾」の役割というより米軍の後方支援の役割が求められた。さらに平和維持活動など国際安全保障環境改善分野での日米協力の強化もうたわれた。

⁵⁸⁾ 第24回国会衆議院外務委員会会議録 第15号 昭和31年2月29日 p.1.

解釈に関して、昭和34（1959）年に石橋政嗣議員（社会）が憲法上攻撃的兵器は保有できないという従来の政府答弁に矛盾するのではないかと指摘したのに対し、政府は次のように答弁した⁽⁵⁹⁾。

○伊能繁次郎防衛庁長官 このような〔日本が誘導弾等の攻撃の脅威を受けて自衛のために敵の基地を攻撃せざるを得ないような〕事態は、今日においては現実の問題として起りがたいのであり、そういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つことは、憲法の趣旨とするところではない。

その後、米ソ冷戦の中で日本への軍事的脅威は西側に対するグローバルな脅威の一部だと認識されて、我が国がミサイルなどによる脅威に対して独自に自衛権を発動すべき事態は、伊能長官答弁が典型的に示すように「現実の問題として起りがたい」ものとされた。その上で、すでに見たように政府は、攻勢作戦は米軍に任せるという理屈に終始して、自衛隊による敵策源地攻撃の可否や、これと専守防衛原則の関係についての議論が深まることは必ずしもなかった。

ただし、今日の時点から見て重要な答弁が昭和45（1970）年春に行われている。相手が軍事行動に出たことが明白な場合に、現実には侵害が行われなくとも自衛権は発動されるのかという榎崎弥之助議員（社会）の幾度かの質問に対して、政府は以下のように答弁した。

○高辻正巳内閣法制局長官 〔自衛権発動は

相手が〕武力攻撃に着手した時です⁽⁶⁰⁾。

○高辻長官 〔自衛権発動の時期は〕要するに武力攻撃が発生した時であるから、武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではない。そういう場合に攻撃することを通常は先制攻撃というと思うが、まずそういう場合ではない。また、武力攻撃による現実の侵害があってから後ではない。武力攻撃が始まったときである、ということをおいておるわけです。始まった時がいつであるかは、諸般の事情による認定の問題になるので、軽々しくはやれないが、基本の考え方は今の通りであります⁽⁶¹⁾。

先のIでふれた「敵地攻撃検討」答弁について、石破防衛庁長官は、昭和31（1956）年の鳩山首相の「座して死を待つのが憲法の趣旨ではない」答弁と上記の高辻内閣法制局長官による「敵による武力攻撃発生時期とは攻撃に着手した時点である」という答弁を組み合わせたものであり、従来の政府答弁の範囲内であり「先制攻撃」とは別であると説明している⁽⁶²⁾。

軍事技術の進歩の結果、現代戦において攻撃側が防御側に対して相対的優位にある⁽⁶³⁾。特に攻撃側が核兵器などの大量破壊兵器を保有している場合、防御側が大量破壊兵器による大規模な被害を回避するため、攻撃側のミサイルへの燃料注入（ただし、これは旧式の液体燃料ミサイルに限られる）などの時点をもって攻撃の着手と見て、自衛権発動を決定する重要な要素の1つと捉えるのは、軍事的には合理的な判断だといえるかもしれない。

(2) 専守防衛と装備

我が国がこれまで侵略的・攻撃的装備の導入

⁽⁵⁹⁾ 第31回国会衆議院内閣委員会会議録 第21号 昭和34年3月19日 p.16.

⁽⁶⁰⁾ 第63回国会衆議院予算委員会会議録 第6号 昭和45年2月26日 p.16.

⁽⁶¹⁾ 第63回国会衆議院予算委員会会議録 第15号 昭和45年3月18日 p.16.

⁽⁶²⁾ 石破 前掲注⁽⁶⁰⁾, p.128.

⁽⁶³⁾ 中村好寿『軍事革命（RMA）』（中公新書）中央公論社，2001，pp.113-131.

を抑制してきたのは、専守防衛という考え方によってであった。たとえば、先に引用した昭和45(1970)年版『防衛白書』は、専守防衛の説明のすぐ後に続けて、防衛力の限界を次のように記述した⁽⁶⁴⁾。

「わが国の防衛力は自衛のためのものであるから、その限界は自衛のため必要かつ相当のものでなければならない。それが具体的にいかなる程度の自衛力を意味するかは、そのときの諸般の情勢、科学技術の発達等の諸条件によって一概にいえませんが、いずれにしても他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、たとえばB52のような長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することはできない。」

こうして、昭和47(1972)年から開始されたF-4ファントム戦闘機の導入に際して、行動半径の長さから他国に侵略的・攻撃的脅威を与える誤解を生じかねないとの配慮によって爆撃装置を外し、空中給油装置を地上給油用に改修して導入された。1980年代中期以降の主力戦闘機とされたF-15イーグル戦闘機の導入に際しても、対地攻撃能力が限定的であり、他国に脅威を与えるものでないと説明された。ただし、F-15の空中給油装置は当面使わないものの、将来の運用の可能性のために取り付けられたまま導入された⁽⁶⁵⁾。

冷戦終結後、依然として日本周辺に冷戦に起

源を有する軍事的不安定要因が残るため、日本は基盤の防衛力を維持してきた。一方、目を世界に転じると、従来の国防という考え方では対応できない安全保障上の課題が生じて、国際的な安全保障環境の改善のために、日本は国連平和維持活動(PKO)協力法(平成4年6月19日法律第79号)を皮切りとして、テロ対策特別措置法(平成13年11月2日法律第113号)やイラク人道復興支援特別措置法などの法的枠組みに基づいて自衛隊の海外活動も本格化した。それらに対応した新たな各種装備の導入も開始している。

その中には、他国に脅威となるという理由から従来は導入が見送られてきた空中給油機があり、平成14(2002)年度予算で1機目が発注された。導入理由として、空中警戒待機(CAP)や訓練の効率化、基地周辺の騒音対策、国際協力活動の空輸への活用などがあげられた⁽⁶⁶⁾。国会でも、空中給油機導入が他国の脅威とならないか、専守防衛の考えに反しないか、などの議論が行われた⁽⁶⁷⁾が、平成17(2005)年度予算までに計4機の空中給油機ボーイングKC-767が発注済となっている。

もちろん、軍事的には、個々の兵器が攻撃的かどうかよりも、装備体系全体として敵地攻撃能力があるかどうか重要である。防衛庁によれば、敵基地攻撃用の装備体系として、①敵の防空レーダー破壊能力、②航空機の低空進入能力、③空対地誘導弾または巡航ミサイル、④敵基地に関する正確な情報収集能力の4つを必要とする⁽⁶⁸⁾。平成16(2004)年度に調達が

⁽⁶⁴⁾ 防衛庁 前掲注⁽²⁸⁾ p.48.

⁽⁶⁵⁾ 「F-15の対地攻撃機能及び空中給油装置について」(昭和53年3月4日衆議院予算委員会要求資料)『防衛ハンドブック 平成17(2005)年版』朝雲新聞社、2005、pp.169-171。なお、平成15(2003)年4月に、空中給油装置を用いて、航空自衛隊のF-15戦闘機が米空軍の空中給油機から初めて給油を受ける日米共同訓練を国内で実施した(「空自F15初の空中給油訓練」『朝雲』2003.5.8。)ほか、同年6月には、同じく航空自衛隊のF-15戦闘機が米空軍の空中給油機から給油を受けてアラスカまで飛行し、同地で多国間演習「コープサンダー」に参加した(「広大な空域で防空演習」『朝雲』2003.6.26。))。

⁽⁶⁶⁾ 防衛庁『日本の防衛 平成12(2000)年版』p.93.

⁽⁶⁷⁾ たとえば、第150回国会参議院外交防衛委員会会議録 第3号 平成12年11月16日 p.18.の小泉親司議員(共産)の議論、第154回国会参議院予算委員会会議録 第18号 平成14年3月27日 p.5.の齋藤勁議員(民主)の議論など。

開始された、GPS（全地球測位衛星システム）を利用する爆弾用精密誘導装置（米軍での通称はJDAM〔統合直接攻撃弾〕）は、導入理由としてゲリラや特殊部隊へのピンポイント攻撃能力があげられている⁽⁶⁹⁾。確かに、我が国の領土に着上陸した敵の小部隊に対して味方への損害を最小限にしつつ対処するためには、ピンポイントの攻撃力が必要不可欠でかつ専守防衛にも合致するものである。しかし、他方でJDAMは、敵防空レーダー破壊能力などと組み合わせることによって敵地攻撃用装備体系の一部を成すことも可能な装備である。国会において、JDAMについての専守防衛の観点からの議論はほとんど行われていない⁽⁷⁰⁾。

結局、冷戦後の新たな安全保障環境において、専守防衛という考え方自身の妥当性が問われるとともに、専守防衛によって導入が従来抑制されてきた装備類に関しても、抑制の度合いに若干の変化が生じつつあるといえよう。

IV 専守防衛論議の現段階

—新しい安全保障環境における専守防衛—

1 21世紀の安全保障環境における専守防衛

冷戦終了後の世界は、東西対立が解消して、核による人類の共滅の危機を脱して紛争のない世界になるかもしれないと、予想されていた。しかし、現実には、米ソの2極対立の下に覆い隠されてきた宗教、民族対立に加えて、グローバル化の進展により、貧富の格差が増大する一

方で、地球規模で公然および非公然の兵器の流通も加速化するなどの要因が重なって、地域紛争が多発することになった。さらに2001年9月11日に起きた米国の同時多発テロは、非国家行為主体であるテロリスト集団が、超大国アメリカに戦争にも匹敵する犠牲者をもたらすテロ行為を実際に行うことができることを証明し、21世紀の安全保障環境がこれまでとはまったく異質のものであることを認識させた⁽⁷¹⁾。ただし、我が国周辺には、そうした新たな脅威の萌芽が見られる一方で、冷戦の残滓としての南北朝鮮問題や台湾海峡兩岸問題があって、新旧の安全保障上の脅威が混在する国際環境になっている。

このような我が国を取り巻く現在の安全保障環境下で、専守防衛はどのように捉えられるであろうか。Ⅲで見た3つの切り口からの専守防衛の議論の現段階を、もう一度、簡単に整理してみよう。

第1に、国防戦略上からは、少なくとも『防衛白書』や政府の国会答弁における宣言政策として専守防衛の考え方を堅持する方針に変わりはない。そこでは、1970年代に「非核専守防衛」の戦略を我が国が選択した際の「アジア近隣諸国に脅威を与えない範囲で防衛力整備を行っていく」という抑制的防衛態勢の考え方が維持されている。

第2に、日米同盟と専守防衛の関係に関する政府の公式見解にも変化はない。日本防衛において、自衛隊が専守防衛に基づく「盾」、米軍が「槍」の役割を各々分担することとされた。

(68) 第156回国会参議院外交防衛委員会会議録 第4号 平成15年3月27日 p.5. における守屋武昌防衛庁防衛局長の答弁。

(69) 「平成16年度防衛業務計画」『自衛隊装備年鑑 2004-2005』朝雲新聞社, 2004, p.580.

(70) 例外的に寺田稔議員（自民）が「空対地の精密弾も重要なスペックの変更で、かつてであれば国会が止まるほどの大きなことだが」と発言している（第162回国会衆議院予算委員会第1分科会議録 第2号 平成17年2月28日 p.40.）。

(71) こうした認識は、小泉首相の私的諮問機関・安全保障と防衛力に関する懇談会（座長・荒木浩東京電力会長）の提言「未来への安全保障・防衛力ビジョン」（平成16（2004）年10月）の国際情勢認識となっており、平成16（2004）年12月に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」の情勢認識につながった（提言：<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai13/13siryu.pdf>>）。

この両国の役割分担について、冷戦期にはさほどの深化は見られなかったのに対して、冷戦後に次第に制度化されて、日米の軍事的協力関係が緊密になってきた。さらに、平成3(1991)年の湾岸戦争以来次第に強くなってきた国際安全保障に日本が参画すべきであるとの議論の中で、日本の安全保障政策が、狭い意味での国防戦略、特にその核心であった専守防衛にとどまっていることに疑義が挟まれるようになってきた。

第3に、専守防衛の原則によってこれまで導入や開発・研究が抑制されてきた装備類や戦術が、一方で新たな脅威の出現(北朝鮮の核弾道ミサイルなど⁽⁷²⁾)と、他方で前記のような国際安全保障への参画圧力との2つの要因によって、その抑制の度合いを変化させつつある。

憲法第9条をその原理的根拠とするのが専守防衛の考え方である。他方、日米同盟は日米安保条約を根拠としている。日本国憲法は昭和21(1946)年11月3日に公布されたことから分かる通りに冷戦開始以前の産物で、憲法第9条は米国の理想主義的な対日戦後構想(非軍事化と民主化を徹底した日本)を色濃く反映したものであった⁽⁷³⁾。これに対して、日米安保条約の調印は昭和26(1951)年9月8日で、冷戦開始後の、しかも東西両陣営が熱戦を闘うことになった朝鮮戦争のさなかの産物であり、日本をアジアにおける反共産主義の同盟国として軍事的に位置づけるものであった。その意味で、憲法第9条と日米安保条約の間には本来的に緊張関係を孕む関係があった⁽⁷⁴⁾と言えよう。したがっ

て、自衛隊が「盾」で米軍が「槍」という一見整合的な政府の公式説明とは裏腹に、専守防衛と日米同盟の間には常に一定の緊張関係を生じることになった。

たとえば、日本の抑制的防衛態勢を表現する概念として一時政府に採用された「非核専守防衛国家」にもうたわれていた非核三原則を堅持することと、米国の「核の傘」に依存することとの間に、整合性のある説明が難しい点がそうである。専守防衛と日米同盟の関係に関して、昭和44(1969)年の有田防衛庁長官の答弁と現在の小泉首相の答弁が、30数年の時間を超えて同一の論理で構成され、具体的な両国の軍事協力関係の内容に踏み込めない答弁に終始するのもそのためである。また、駐留米軍経費負担要求が米国側の財政状況を反映しつつ間歇的に日本に提起されるのも、専守防衛を憲法第9条から論理的に導いて国防戦略として選択してきた日本が制限的な軍事態勢をしくことに対して、米国からは「安保ただ乗り」と批判される可能性を常に包含してきた両国の同盟関係⁽⁷⁵⁾の根本構造に由来する一種の宿命といえるかもしれない。

2 挑戦される専守防衛原則とその意義

(1) 挑戦される専守防衛原則

前節で整理した現在の専守防衛に関する議論をあらためて精査すると、そこには大きく2つの性質を持った議論が含まれているように見える。

(72) これを指して「更新された脅威」と呼ぶ論者もある(日本国際フォーラムフォーラム提言「新しい脅威と日本の安全保障」(平成17(2005)年8月、主査：佐瀬昌盛拓殖大学教授)(『世界週報』86巻33号、2005.9.6, pp.22-23.; <<http://www.jfir.or.jp/j/pr/j-jf-pr-26/pr26j.pdf>>))。

(73) 古関彰一『新憲法の誕生』(中公文庫)中央公論社、1995。

(74) このような両者の緊張関係を、添谷芳秀慶応大学教授は、戦後日本外交の「二重のアイデンティティー」と呼んでいる(添谷 前掲注(43), pp.16-19 および添谷芳秀「1970年代の米中関係と日本外交」『危機の日本外交—70年代—』(年報政治学1997)岩波書店、1997, pp.6-8.)。

(75) たとえば、米国議会はこれまでに多くの対日防衛費増額要求決議を行ってきたが、その第1号は1978年に可決された。その後、レーガン政権において、新冷戦状況と財政赤字を背景に対日防衛力増強要求がさかんに行われた(マイケル・シャラー(市川洋一訳)『日米関係』とは何だったのか』草思社、2004, pp.442-445.)。

1つは、我が国が防衛のために行使できる自衛権の範囲の拡大を促す方向で、専守防衛原則に挑戦する議論である。その一部は、北朝鮮の核弾道ミサイル保有疑惑などの新たなもしくは更新された脅威の出現に、我が国として対応しようという議論から生じるものである。また一部は、日本防衛という枠を超えて日米同盟を活用することを意図して、日本に対して日米同盟における積極的な役割分担を求める議論から生じるものでもある。現象的には、II 1において紹介した近年の専守防衛見直し論に典型的に見られるような、専守防衛原則によって、従来きわめて制限的であった、我が国の自衛権行使の範囲の拡大を求める圧力となっている。この国防戦略および日米同盟に由来する専守防衛原則に対する圧力は、別の言い方をすれば、憲法第9条に対する圧力といえるかもしれない。その代表例が、巡航ミサイルトマホークなどの敵地攻撃能力を有する兵器の導入要請であろう。ただし、この方向からの挑戦に対しては、現在までのところ、政府による専守防衛維持の方針の変更はない。

もう1つの性質の議論は、国際的な安全保障環境を改善する国際的な努力に我が国が参画すること、言い換えれば、我が国が安全保障面における国際公共財の提供者になることを促す方向で、専守防衛原則に挑戦する議論である。この議論は、イラクのクウェート侵略をきっかけとする湾岸戦争に対して130億ドルもの財政支援を行いながら、国際的に日本が評価されなかった経験に由来する（日本国内のいわゆる「国際貢献論」）一方、日米同盟を地域または世界の国際公共財に利用しようという議論からも生じている。現象的には、専守防衛原則により導入が

抑制されてきた、行動半径が長く侵略的作戦にも利用可能な（すなわち、我が国のパワー・プロジェクション〔兵力投入〕能力の飛躍的向上となる）装備類を、国連PKOへの協力、戦後復興支援協力、大規模自然災害救助協力などの国際平和支援活動に参画する上から必要な装備類であるとして、導入抑制措置の緩和を求める圧力となってきた。この圧力は、平成16（2004）年末に閣議決定された新しい防衛計画の大綱⁽⁷⁶⁾において、我が国の安全保障政策の目標を「国土防衛」と「国際安全保障環境の改善」の2つとしたことによって、すでに政府の公式政策となって実現している。長距離輸送機、輸送機兼空中給油機などの導入がその代表例である。

(2) 現段階における専守防衛の意義

II 2ほかの本稿で見たように、専守防衛は、冷戦期からポスト冷戦期に至るまで、日本が過去の反省に立って近隣アジア諸国に侵略的意図を有していないことを宣言して、抑制的な防衛態勢であることを示す証しとして、それらの諸国に安心感を提供する機能を有してきた。したがって、現段階において、専守防衛が対外的に有してきたこの種の機能を無視ないし軽視することは、対外政策の継続性の面から非常に難しいであろう。逆に言えば、専守防衛原則を日本が変更しようとするれば、その前提として、近隣アジア諸国の理解と支持が必要とされるとも言えよう。

日本の国防戦略および日米同盟からの要請によって、我が国が専守防衛の原則を超えて自衛権の行使できる範囲を拡大しようとして新たな制度を創設したり⁽⁷⁷⁾、新たな兵器体系を導入したりする場合、我が国による主権の行使とい

(76) 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16(2004)年12月閣議決定)(防衛庁 前掲注(2) pp.353-360.; <<http://www.jda.go.jp/j/defense/policy/17taikou/taikou.htm>>)

(77) 渡邊昭夫教授(平和・安全保障研究所理事長)は、冷戦後に日本が取り組んだ新日米ガイドライン合意、周辺事態法制定、武力攻撃事態法制定などを指して、「専守防衛を超える自衛権行使」が期待されていたもので、周辺事態法などで自衛隊が従来の厳格に解釈された専守防衛を超えた役割を要求されるのは、論理必然であったと論じている(渡邊 前掲注(3) pp.80-82.)。

う性格が前面に出てくることによって、東アジア地域に "安全保障のディレンマ"⁽⁷⁸⁾ による不安定化や軍拡を招く可能性が高まるかもしれない。特に、我が国の国防戦略の要請による自衛権行使範囲の拡大の場合は、我が国単独の安全保障上の欲求が前面に押し出されることになるため、日米同盟の要請によるそれよりも、さらに慎重に近隣アジア諸国の理解と支持を得る工夫と努力が我が国に求められるであろう。

一方、我が国が国際安全保障における国際公共財の提供者となるために、PKO 派遣や避難民輸送に活用する長距離輸送機や空中給油機などを導入する場合、我が国による主権の行使という性格が薄くなることによって、近隣アジア諸国の理解と支持を得ることが可能かもしれないが、その場合においても、我が国の国際活動、特に自衛隊による国際活動に関する近隣アジア諸国の理解と支持を得るための工夫と努力が必要であろう。

この種の工夫と努力の具体例として、たとえば、新規に導入する装備類に関して、導入目的、性能、配備数等を近隣諸国に明らかにした上で、それらを導入するという考え方があるだろう。このような考え方に基づく措置を、一般に透明

性措置 (transparency measures)⁽⁷⁹⁾ と呼ぶ。透明性措置とは、軍事能力の透明性を高めて、対立する諸国間の信頼を築くための信頼醸成措置の1つと位置づけられるもの⁽⁸⁰⁾ で、近隣周辺諸国との信頼醸成や安全保障対話開始のきっかけを作る措置ともなり、中長期的には地域全体の安定化を促すことにも繋がるだろう。また、透明性措置を我が国が採用して、同様の措置の採用を近隣諸国にも勧める努力を行うことによって、近隣諸国との安全保障対話が進むとともに、国連 PKO をはじめとした国際平和支援活動への要員や装備の提供に関する国際的または地域的な待機登録制度にも活用することができるだろう。

要するに、専守防衛には、依然として、我が国が「アジア近隣諸国に脅威を与えない範囲で防衛力整備を行っていく」という抑制的防衛態勢の考え方を対外的に示す宣言政策としての意義がある。ただし、その看板を下ろさないままに、自衛権行使の範囲の無限定な拡大に進んだり、パワー・プロジェクション能力の大量取得に走ったりするとすれば、宣言政策としての専守防衛原則の信憑性が揺らぐことになり⁽⁸¹⁾、我が国自身の国際的な信頼性ひいては国際的な

(78) "安全保障のディレンマ" とは、一般的にライバル関係にある2国のうち1国が、自らの安全保障上の要請にしたがって必要とされる装備や戦術等を導入して抑止力を高めるようとするれば、他の1国はこの措置に軍備拡張によって対抗するという反応に出る。前者にとって自らの安全保障上の措置が、他方を刺激して軍備強化に走らせ、結果的に両国ともに安全を失いその関係も不安定化する状態をいう。安全保障のディレンマについては、たとえば、土山實男『安全保障の国際政治学―焦りと傲り―』有斐閣、2004. を参照。

(79) 透明性措置の具体例として、ここで例示した兵器に関するデータの開示などの「情報措置」のほかに、軍事演習や要員増強などを知らせる「通告措置」、ホットラインを設置するなどの「通信措置」、相手国に査察飛行を認めるなどの「視察・査察措置」がある (スタンレー・ウィークス「海上における事故防止協定と信頼醸成措置」『うみのバイブル 2000 (下)』国際政策調査会、1999. <<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1999/00557/contents/192.htm>>)。

(80) Holly Higgins, Applying Confidence-Building Measures in a Regional Context, in *Building Nuclear Confidence on the Korean Peninsula: Proceeding of the July 23-24, 2001 Workshop Sponsored by the Technology Center for Nuclear Control and the Korea Institute for National Unification*, pp.109-118. <<http://www.isis-online.org/publications/dprk/higginspaper.pdf>>

(81) 専守防衛が、従来も外国から必ずしも信頼感を持って見られてきていないという指摘もある。ロンドン大学のバリー・ブザン (Barry Buzan) 教授は、日本の安全保障政策が憲法第9条に基づく非攻撃的防衛政策と日米安保条約による攻撃的な米戦略への加担という両面を有しているがゆえに、安全保障政策として一貫性を欠いてい

威信 (National Prestige) にも影響を及ぼすことになるであろう。専守防衛の看板を下ろすことなく、宣言政策の信憑性を確保するための工夫として、防衛態勢に関する透明性措置をとることも考えられよう。我が国による透明性措置の推進は、戦後日本の平和国家路線の継続を対外的に、特に近隣アジア諸国に対して、保証することになるからである。

むすび

本稿で詳述してきた専守防衛に関する議論の要点を箇条書きにすれば次の通りである。

- 専守防衛は、自衛隊が防衛作戦を、米軍が攻撃作戦を各々分担することを前提にしている。
- 核兵器分野での分担として、日本は非核武装政策をとる一方で、米国の「核の傘」に依存する。
- 敵の攻撃を受けて初めて防衛力行使が可能だが、それは必要最小限にとどまり、保持する防衛力も必要最小限に限られる。
- 法理上は敵のミサイル基地などの策源地攻撃も自衛の範囲だが、そうした攻撃的能力をもつ兵器の保有は抑制する。
- 対外的な宣言政策として、日本の抑制的な対外姿勢・防衛態勢をアピールする効果がある。

これらは、多かれ少なかれ憲法第9条を論理的根拠ないし淵源としており、現在まで日本政府も、これらの要点に代表される専守防衛の原

則を維持している。しかし、新たな安全保障環境に適応しようという国防戦略上の要請と日米の軍事協力関係の緊密化という状況の前で、専守防衛原則に基づいて従来きわめて制限的であった自衛隊の装備や戦術の面に対する見直し要求が顕在化しつつある。同時に、国際安全保障への参画圧力によっても、従来専守防衛原則によって抑制されてきた装備類の導入に道が開かれつつある。このように専守防衛の考え方は、現在、憲法第9条、日米同盟、そして国際安全保障の3つのそれぞれ異なるレベルに由来する要請のただ中に置かれて、従来の原則に揺らぎが生じつつあることが明らかになってきた。

なお、新しい安全保障環境に対応した安全保障政策に日本が踏み出す場合に、日本として克服しなければならない課題がある。それは、日本の軍事分野での国際的な活動領域拡大に対する、近隣アジア諸国による理解と支持である。専守防衛によって日本が平和国家路線を対外的に保証してきたことは、裏を返せば、依然として近隣アジア諸国には日本の軍事的な台頭に懸念があることを意味する。この懸念表明の一部に、各国政府の権力政治的駆け引きがないとはいえないものの、懸念の根源に横たわるのは、日本の過去の歴史に由来する近隣アジア諸国の民衆レベルの感情であろう。したがって、日本の国際安全保障分野での軍事的活動に関する理解と支持を得るために現状で必要とされているのは、日本とアジア近隣諸国との歴史認識のギャップを埋めていく努力ではないだろうか。

(ひとし ゆういちろう 外交防衛課)

たと指摘して、日本の専守防衛は、冷戦後期から冷戦後にかけて欧州を中心に議論された「非攻撃的防衛政策 (non-offensive defense)」や「非挑発的防衛政策 (non-provocative defense)」と似て非なるものだと論じている (バリー・ブザン (木村力央訳)「日本の防衛問題」児玉克哉、ホーカン・ウィベリー編『新発想の防衛論—非攻撃的防衛の展開—』大学教育出版, 2001, pp.113-140.)。なお、冷戦期の非挑発的防衛政策の実践例として、筆者は以前にノルウェーの安全保障政策について論じたことがある (拙稿「『抑止』と『非挑発』のはざままで—戦後ノルウェーの安全保障政策—」『レファレンス』463号, 1989.8, pp.63-100. を参照)。